

市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱

平成24年12月28日

津山市告示第120号

改正 平成28年3月31日告示第231号

(趣旨)

第1条 津山市の所有に属する行政財産(以下「市有施設」という。)に許可を受けて設置する清涼飲料水等自動販売機(以下「自販機」という。)の設置及びその販売については、津山市公有財産取扱規則(昭和40年津山市規則第15号)及び津山市行政財産使用料徴収条例(昭和62年津山市条例第2号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(納付金の納付)

第2条 自販機設置事業者(津山市公有財産取扱規則第23条の規定による市有施設の使用許可(以下「使用許可」という。))を受け、かつ、市と締結する自販機による販売に関する契約(以下「自販機契約」という。)に基づき、市有施設に自販機を設置し、その自販機により清涼飲料水等を自らの責任において販売する者をいう。以下同じ。)は、自販機契約に定める納付金を市に納めるものとする。

(売上納付金の額)

第3条 前条の納付金(以下「売上納付金」という。)の額は、自販機ごとの売上実績額に当該自販機の納付率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の納付率は、原則として12パーセントを下限として、自販機の設置場所、販売種類及び売上額を考慮して自販機設置事業者及び市が自販機契約により定めるものとする。

(売上納付金の納付方法等)

第4条 自販機設置事業者は、市長が別に指定する期日までに、自販機ごとの毎月の売上数及び売上実績額について、書面により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、売上納付金の額を決定し、自販機設置事業者に請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた自販機設置事業者は、市長の指定する期日までに売上納付金を納付しなければならない。

4 自販機設置事業者は、市長が売上数、売上実績額の算定根拠となる数値、資料等の提示又は確認を申し出た場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(選定方法)

第5条 自販機設置事業者の選定は、原則として制限付一般競争入札によるものとする。

2 前項の規定による入札(次条及び第12条第2項において「入札」という。)の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(行政財産の使用許可申請及び使用料の納付)

第6条 入札により選定された者は、市長が別に指定する期日までに、自販機を設置しようとする市有施設について、その使用許可に係る申請及び津山市行政財産使用料徴収条例の規定に基づく使用料の納付を適正に行わなければならない。

(使用期間の特例)

第7条 前条の申請があった場合において、市有施設における申請者の自販機の設置状況等を勘案し、当該施設の用途又は目的を妨げないと認めるときは、市長は、その使用期間の上限を3年とすることができる。

(使用許可条件)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、次の各号に掲げる条件を付してその許可を行うものとする。

(1) 自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、自販機設置事業者が負担すること。

(2) 設置した自販機に係る電気料金は、自販機設置事業者が負担すること。この場合において、当該電気料金の算定は、自販機設置事業者が当該自販機に設置した専用メーターにより行うものとする。

(3) 使用を許可した市有施設(以下「使用許可施設」という。)を自販機の設置場所とする用途(以下「指定用途」という。)以外の用に供してはならないこと。

(4) 使用許可施設の原状を変更してはならないこと。

(5) 使用許可施設の転貸及び賃借権の譲渡をしてはならないこと。

(6) 使用許可施設を指定用途に供するに当たり、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 環境負荷を低減した自販機の設置に努めること。

イ 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自販機の維持管理を適切に行うこと。

ウ 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自販機、回収ボックス及び自販機周辺を清潔に保ち、施設等の美化推進に協力すること。

エ 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅

滞なく手続等を行うこと。

オ 自販機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自販機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自販機の前面に明記し、自販機設置事業者の責任において迅速に対応すること。

(延滞金)

第9条 市長は、自販機設置事業者が第4条第3項の期日までに売上納付金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率を乗じて算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を延滞金として徴収する。

(実地調査等)

第10条 市長は、自販機契約及び第8条の許可に係る期間中、定期又は随時に自販機の設定に係る実地調査をし、同条に規定する条件その他の使用許可条件(以下「使用許可条件」という。)及び契約に基づく自販機設置事業者の義務の履行について確認するものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、自販機設置事業者が使用許可条件に違反したときは、相当の期間を定めて違反の是正又は改善を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する期間内に違反の是正又は改善が履行されないとき、又は自販機設置事業者が第4条第4項の規定による市長の申出に応じず、若しくは前条の実地調査を拒否したときは、使用許可を取り消すものとする。

3 前項の規定により使用許可の取消しを受けた自販機設置事業者は、直ちに自販機の撤去を行わなければならない。この場合において、自販機設置事業者が撤去を行わないときは、市長は、これを撤去し、それに要した費用を自販機設置事業者から徴収することができる。

4 第2項の場合において、自販機設置事業者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(契約の解除)

第12条 市長は、前条第2項の規定により使用許可の取消しをしたときは、当該使用許可に係る自販機契約を解除するものとする。

2 前項の規定により契約を解除された自販機設置事業者は、当該解除の事実があった日から起算して6箇月を経過するまでの間、入札に参加することができない。

3 第1項の場合において、自販機設置事業者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日告示第231号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。